

杉並区及び南伊豆町の災害時相互援助に関する協定

杉並区と南伊豆町との交流は、昭和49年に、杉並区が区立小学校に在籍する病虚弱児童を対象とした全寮施設「南伊豆養護学園」を南伊豆町湊に開設したことに端を発する。その後、昭和55年に、杉並区が「弓ヶ浜学園(現：弓ヶ浜クラブ)」を開設し、区立小学校の移動教室が行われるなど、杉並区と南伊豆町は、これまで様々な交流の実績を積み重ねてきたところである。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模災害時における自治体間の結びつきによる水平的支援の輪が、被災地への支援に大きな力となることを再認識したところである。

そこで、杉並区と南伊豆町は、これまでの交流を発展させ、災害によりいずれかの自治体が被災した場合、他方の自治体はできる限りの支援を行うこととし、災害時相互援助に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 杉並区及び南伊豆町(以下「両自治体」という。)は、地震等の災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体(以下「援助自治体」という。)に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 飲料水
- ウ 日用品
- エ 燃料

オ 応急対策用資機材

カ 医療品

キ その他生活に必要な物資

(2) 人的援助

- ア 職員の派遣

イ ボランティアのあつせん

(3) 被災者支援

- ア 避難住民の受入れ

(4) その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるものや負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議の上、負担について定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換)

第7条 両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく連絡担当部署とし、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに相互に意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、立会人のもと両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成24年9月14日

杉並区長

南伊豆町長

【立会人】

杉並区議会議長

南伊豆町議会議長

田中良

鈴木史鶴哉

井口かづ子

梅本和臣